

令和 8 年度 国民健康保険事業について

1 【子ども・子育て支援金制度】

こども未来戦略「加速化プラン」に基づく新たな少子化対策財源として、2026年4月分から医療保険料に上乗せし徴収される制度。

○保険料負担増の周知方法

周知方法：市ホームページ、広報6月号（予定）、公式LINE、納入通知書にチラシ同封

2 【出産育児一時金（出産の際の費用を補助するための給付金）の財源移行】

出産育児一時金の財源は、令和7年度までは地方交付税（公費）2/3、後期高齢者医療保険料収入、国保の保険料収入の3つで賄われていた。しかし、後期高齢者医療保険収入が負担する分の満額（7%）が充てられることになる令和8年度のタイミングに合わせて、国は、この地方交付税（公費）措置を終了することに決めた。今後は、地方交付税分の穴埋めを国保の保険料収入で賄うことになる。

3 【マイナ保険証の利用による影響】

○マイナ保険証の登録数及び利用状況

	令和6年11月時点	令和7年11月時点	比較
被保険者数	14,095人	13,634人	461人減
登録者数	9,138人	9,443人	305人増
登録率	64.8%	69.3%	4.5 ^割 増
利用率	22.5%	63.9%	41.4 ^割 増

○マイナ保険証の利用による「限度額適用認定」の対応

マイナ保険証導入前は、入院や手術などで医療費が高額になる場合、窓口での支払いを自己負担限度額に抑えるために、事前に保険者（市）へ申請して「限度額適用認定証」を入手する必要があった。マイナ保険証を利用することで被保険者の所得区分（支払額の上限）をリアルタイムで確認できるようになったことから、限度額内での医療費支払いが可能となった。

○これまでの高額療養費の手続き（マイナ保険証を利用しない場合）

- ①医療費を自己負担限度額を超えて支払っていた場合は、保険者（市）から高額療養費を還付する旨のお知らせが届く。
 - ②保険者（市）の窓口で高額療養費の還付手続きをする。
 - ③自己負担限度額を超えて支払った分が口座へ振り込まれる。
- ※①から③までは2か月以上の時間を要していた

○マイナ保険証を利用した場合

- ①医療機関の受付にあるカードリーダーで「限度額情報の提供」に同意する。
 - ②自動的に支払い額が自己負担限度額までに抑えられる。
- ※これにより、まとまった現金を事前に用意する必要がなく、後日の支払い申請手続きする手間もなくなる。

4 【特定健診と合わせて「1日推定食塩摂取量」検査を実施】

健康づくり課の減塩意識向上事業の一環として市独自項目として追加の予定。

実施期間：令和8年度から令和10年度までの3年間実施

実施方法：集団健診（保健福祉センター）または個別健診（市内の指定医療機関）

本人負担：無料

○国保事業予算に計上の理由

「1日推定食塩摂取量」検査は、特定健診の法定項目ではないが、本検査は、国保の被保険者の健康増進および重症化予防に直結する取組の対象にあたる。国の「保険者努力支援制度」の対象となることから、国からの交付金が財源として活用できるため。（10/10）

5 【ヘルスアップ事業の対象者拡大】

令和7年度まで国保事業として実施していた「ヘルスアップ教室」（年6回）が令和8年度からは、全市民を対象とした健康教室へと変わり健康づくり課が事業運営する。

専門講師による「運動実習」のほか管理栄養士や歯科衛生士による「実習講座」を実施する予定。